第20号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合に あっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ若しくはハ(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 「予定申告税額 (①× 6 前事業年度又は前連結事業年度の月数)② 」の欄は、当該事業年度 開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子 法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7 に規定する通算親法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。
- 10 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定 の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が 記載すること。